

コンピュータシステムに関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編
高速船規則検査要領

改正事項

コンピュータシステムに関する事項

改正理由

IACS 統一規則 E22(Rev.1)においては、船舶の機関関連の監視システム等においてコンピュータシステムを使用する場合における当該システムの構成、機能要件等を規定しており、本会は既に関連規則に取り入れている。

近年、コンピュータ技術は日々進歩しており、様々なコンピュータシステムが船舶において採用されているが、当該システムの採用にともないコンピュータウイルス等コンピュータシステム特有のリスク対策が必要となっている。

これを受け、IACS は船舶で使用されるコンピュータシステムに対する関係者の役割、並びに、コンピュータシステムに用いるソフトウェア及びハードウェアのセキュリティ対策及びソフトウェア変更手順等の品質管理に関する要件を明確にすべく見直しを行い、2016年6月にIACS 統一規則 E22(Rev.2)として採択した。

このため、IACS 統一規則 E22(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) コンピュータシステムに対する関係者の役割を規定した。
- (2) コンピュータシステムに用いるソフトウェア及びハードウェアに関する要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 D 編 18.1.1, 18.1.3, 18.2.7
高速船規則 2 編 2.1.2, 9 編 12.1.1
鋼船規則検査要領 D 編 D18.1.1, D18.1.3, D18.2.7, 附属書 D18.1.1
高速船規則検査要領 2 編 2.1.2, 9 編 12 章